

JEMAI 環境サイトアセッサー評価登録評価登録室 環境サイトアセッサーの登録手順	文書番号	SA200
	版 数	9版
	発 行 日	2017.3.9
	管理番号	

1 適用範囲

この文書は、一般社団法人産業環境管理協会環境サイトアセッサー評価登録室（以下、「評価登録室」という。）が、「環境サイトアセッサーの資格基準」に照らして環境サイトアセッサーの能力を評価し、その資格を登録する手順に適用する。

2 引用文書

- a) JEMAI SA100 「環境サイトアセッサーの資格基準」

3 手順のフロー

環境サイトアセッサーの資格登録までの全体フローを図1に示す。

4 環境サイトアセッサーの資格申請

環境サイトアセッサーの資格を申請をする者（以下「申請者」という。）は、次の申請書及び証明資料を指定期日までに評価登録室に送付するものとする。

4.1 申請書

- a) 氏 名
- b) 自 宅：住所、電話・FAX番号
- c) 生年月日
- d) 最終学歴
- e) 勤務先：組織名、所在地、電話・FAX番号
- f) 通知等送付先、料金請求先
- g) E-mail アドレス（連絡用：必須では有りません）
- h) 登録情報公開条件
- i) 登録カード発行希望の有無

4.2 証明資料

- a) 最終学歴の卒業証書又は、卒業証明書の写し
- b) 一般社団法人産業環境管理協会が発行した環境サイトアセッサー技能認定講習修了試験の合格証の写し
- c) 環境業務経験を証する書類
- d) 所属組織の責任者等からの推薦を証する書類

ただし、環境マネジメントシステム審査員に登録している者はa)及びd)の証明書類の代わりに、環境マネジメントシステム審査員の身分証の写しを提出できる。

5 申請の受理

評価登録室は、申請書及び証明資料に不備がないことを確認した後に申請者に受理したことを通知すると共に申請料の請求書を送付する。

6 資格の評価判定

評価員は、提出された申請書及び証明資料をもとに申請者資格基準への適合性を評価する。評価登録室は、その評価結果を判定委員会に諮る。判定委員会は資格基準への適合の可否を決定（判定）する。

7 資格の登録等

評価登録室は、判定委員会の判定結果を2週間以内に通知する。その際、「合格」の判定を受けた申請者に、登録料の請求書を送付し、登録料の納入を確認後、資格登録証を交付する。また、希望者には登録カードを交付する。

「不合格」の判定を受けた申請者には、不合格を通知する。

8 資格登録証の有効期限

環境サイトアセッサ資格登録証の有効期限は、登録日の年月日から起算して3ヶ年とする。ただし、初回登録においては登録証に記した登録月から3年後の同月末日までとする。

9 登録の公開

評価登録室は、環境サイトアセッサ有資格者が登録情報の公開を希望した場合、一般社団法人産業環境管理協会ホームページの「環境サイトアセッサ」コーナーに公開する。ただし、この公開によって生ずる影響は公開希望者の責任とする。

10 環境サイトアセッサ資格の更新

10.1 登録更新要件

以下の a)、又は b) の何れかについて、申請日以前2年以内の実績がなければならない。

a) 合計6時間以上の土壌汚染に関する科学的アプローチ、調査・対策技術、動向、法律、リスクマネジメント及びリスクコミュニケーションに関する講習会、講演会、研修会等の聴講又は講師としての出講の実績。尚、所要の50%（3時間）までは、個人学習（3時間以上は3時間、3時間未満は実時間分）で代替できる。

b) 申請日以前2年以内に合計35時間以上の環境サイトアセスメントの実施並びに土壌汚染調査・対策等の実施及び/又は管理の実施。

10.2 登録更新の申請

登録を更新する場合は、評価登録室から更新期限通知書（SAF170）と共に送付される以下の申請関係書類を更新期限通知書に記載された期限までに提示しなければならない。

a) 登録更新申請書

b) リフレッシュ研修報告書、又は「土壌汚染に関する活動実績証明書」

10.3 資格の更新

評価登録室は、登録更新申請書および証明資料を評価し、更新可能と評価した場合、別途定める登録更新料を請求し、登録更新料が納入されたことを確認後、更新登録証及び希望者には登録カードを交付する。

以上

図1 環境サイトアセッサー資格登録フロー

